

学校選択制の現状と課題

—三重県の各市町の取組を事例として—

松 村 勝 順

The Current Situation and Issues Surrounding
School-Choice

—A Case Study Utilizing Government's Policies in Mie—

Katsunobu MATSUMURA

皇學館大学教育学部研究報告集 第2号

平成22年3月

学校選択制の現状と課題

—三重県の各市町の取組を事例として—

松 村 勝 順

はじめに

平成9（1997）年の文部省初等中等教育局長通知「通学区域制度の弾力的運用について」をきっかけに、学校選択制の導入が進んだ。これは、従来、学校教育法施行令で、児童・生徒は教育委員会が指定する学校に通学するという枠組みを有名無実化する画期的なことであった。

平成15（2003）年には、学校教育法施行令が改正され、市町村の教育委員会の判断によって学校選択制が導入できることが明記され、以後、全国的な広がりを見た。

平成18（2006）年には、小学校で240の自治体（全体の18%）、中学校で185の自治体（全体の13.9%）が導入を図っている⁽¹⁾。

この学校選択制については、導入当初から今日まで、様々な論議がなされてきた。積極的に導入すべきとする立場からは、「学校選択の自由は、国民の権利として・・・当然全国一律に保証しなければならない」とし、将来、教育バウチャー制導入を見越した位置付けが行われている⁽²⁾。

また、東京都品川区のように、学校選択制を特色ある学校づくりや教職員の意識改革に結び付け学校改善に役立てた、と評価する考え方もある⁽³⁾。

一方、市場原理に立つ学校選択制は、学校と地域社会の関係崩壊、学校間格差、階層間格差などの観点から採用すべきでない、とする考え方もある⁽⁴⁾。

また、保護者（親）の学校選択権にかかわって、保護者（親）が学校を選択する場合、日本の学校では、学校間の差異が微細で選択しにくいこと、義務教

育段階では、子どもは同じ地域で一緒に育てた方が良いとする意識や公立の小中学校はどこでもある程度のレベルのそろった教育を授けてくれるという信頼感が強いこと、保護者（親）の選択権に子ども本人の意思が制約となること、等の問題点の指摘もある⁽⁵⁾。

議論は出尽くしたようにみられるが、議論の対象が比較的都市部に集中していること、また、「自由選択制」に集中していることは、なお検討の余地があるのではないかとと思われる。

平成18年度の導入状況は前述した通りであるが、小学校の場合、全国の自治体1696のうち、「自由選択制」は24で、全体の1.8%、中学校は全国の自治体1329のうち、「自由選択制」は、55で、全体の4.1%に過ぎない。

学校選択制は、教育改革の重要な柱のひとつとみられるだけに、特定の地域の成功事例や特定の実施形態を対象とした議論だけではなく、ごく一般的な地域、様々な実施形態の事例を検証する必要があるのではないかと考える。

そこで、「三重県」の各自治体の取組を事例として、次の諸点について考察することとした。

- ① 学校選択制導入の経緯とねらい
- ② 実施上の問題点
- ③ 実施効果
- ④ 保護者（親）の選択意志、行動の動向
- ⑤ 今後の課題

1 三重県の各自治体の取組

昭和62年の臨時教育審議会の第3次答申は、通学区域制度の見直しと学校選択機会の拡大について、「全国一律に採用するというような画一主義を排し、あくまでも市町村教育委員会がそれぞれの地域の歴史の実情、住民の意思を最大限に尊重しつつ、自主的判断と主体的責任に基づき進めるよう十分配慮する。」としている。この主旨を踏まえてかどうか分からないが、学校選択制に関しては、三重県教育委員会の行政指導はなかったように見られる。三重県の各自治体は、独自の判断で、それぞれの地域の実情、住民の意思を尊重して取組を行っ

た。その導入状況は、表1に示した通りである。

平成18(2006)年度、小学校では、「自由選択制」が1、「特認校」が3、「特定地域選択」が5、中学校では、「特定地域選択」が4となっている。全国的に見れば、「学校選択制」の導入率は高い方(平成18年度、小学校29.6%、中学校18.2%)である。19年度、「特定地域選択」に四日市市と熊野市が加わり、現在に至っている。

代表的な事例について取り上げ、以下考察を深めることとする。

表1 三重県の各自治体の学校選択制導入状況

	自由選択制	隣接区域選択	特認校	特定地域選択
平成16年				
小学校	紀宝町	津市, 伊勢市	名張市	多度町, 御浜町
中学校		津市, 伊勢市		松阪市
平成18年				
小学校	紀宝町		いなべ, 亀山, 名張	桑名, 津, 松阪, 伊勢, 御浜
中学校				津, 松阪, 伊勢, 御浜町
平成19年度				
小学校	紀宝町	鳥羽	いなべ, 亀山, 名張	桑名, 津, 松阪, 伊勢, 御浜, 四日市, 熊野
中学校				四日市, 津, 松阪, 伊勢, 御浜

(三重県教育委員会事務局資料)

表中の「隣接区域選択制」の津市、伊勢市は、調査時に、本来「特定地域選択」とすべきところを誤ってカウントしたものである。鳥羽市は、廃校予定の学校を対象とする一年限りの措置であった。桑名は合併で旧多度町のを引き継いだものである。また、津市、松阪市は、一部の地域事情により古くから実施を見ているもので、文部科学省の調査時にカウントしたものと見られる。

(1) 南牟婁郡紀宝町の「自由選択制」

「自由選択制」を平成10(1998)年4月に導入した南牟婁郡の紀宝町(平成21年人口12,359)は、和歌山県との境に所在する三重県最南端の農・林・漁業の町である。当時、紀宝町には5小学校があったが、いずれも、海辺、山間の

僻遠地にあり、他校への通学は困難であった。5校のうち、明和小は、生徒数が激減し廃校を待つ状況にあった。こうしたなか、保護者が子弟を、通学区を異にする勤務先、あるいは祖父母の家の近くの学校に通学させたい、とか、保育所で仲良くなった園児が、通学区にかかわりなく、同じ小学校に通学したいなどの要望があり、こうしたニーズに対応するかたちで、平成10年に教育委員会が小学校区を対象に「通学区域の撤廃」を図ったもので、通学上の便宜を図ったものと言えよう⁽⁶⁾。

平成18年、鶴殿村と合併し、小学校6校、生徒336人。制度の利用状況は平成20年現在で、20人である。

表2 紀宝町の小学校別児童数

年 度	井 田	神 内	成 川	相野谷	明 和	鶴 殿	計
平成15	154	86	109	87	10		446
平成18	138	105	105	82	5	336	771

(南牟婁郡紀宝町教育委員会事務局資料)

(2) 四日市市の「自由選択制」、「隣接区域選択制」の検討と 「特定地域選択制」の導入

四日市市は三重県の北部に位置する県最大(平成21年人口314,641)の工業都市である。

平成15年(2003)3月、四日市市小中学校通学区域制度検討委員会が「四日市市小中学校通学区域制度の在り方及びその弾力的運用について」答申し、現行通学区域制度には限界があるとし、「学校選択の弾力的運用によって全市的な見直しを図っていくことが望ましい。地域社会の変貌に対応し且つ実態とのずれや学校規模のアンバランス等の改善・是正を行い、学校教育の活性化(特色づくり)を促進、児童生徒・保護者の意向を汲み取ることでできる制度を創り出すべきである。小中学校とも隣接校選択制方式で具体化を図ることが望ましい。」とした。そして、「将来、小中学校とも市全域(を包含した)選択制を実施することが望ましい」とした⁽⁷⁾。

これを受けて、市教育委員会は、平成15年9月、実施案を提示。「学校選択

制導入のねらい」を「学校の施設を有効に活用。現行制度で対応仕切れない事例の解消。自らの考えによって学校を選びたいという子どもたち，保護者の意向を尊重する」とし，制度導入時期を，中学校は平成17年度，小学校は18年度とした。そして，「隣接区域選択制」の具体案を提示した⁽⁸⁾。

表3 選択できる学校の範囲（中学校）

本来校	選 択 で き る 学 校								
中部	橋北	山手	常磐	港	塩浜				
橋北	羽津	山手	中部	港					
港	中部	常磐	南	塩浜	橋北				
山手	橋北	羽津	朝明	大池	常磐	中部	富田	富洲原	三重平

以下中学校17校省略，小学校39校省略

実施案は，平成15年11月1日，市教委が市P連へ説明。これに対して市P連は，意見書を提示し，①選択制の必要性が不明，②通学路の安全確保，③学校間格差の拡大，④地域とのつながりや地域間格差への不安，等9項目について意見を述べた⁽⁹⁾。

11月14日には，四日市の学校選択制に反対する会が，市教委に申し入れ書を提出し，地域連帯感の希薄化，学校間格差，序列化，過小規模校の統廃合が問題と指摘した⁽¹⁰⁾。

同日の市教委と三重県教職員組合との懇談会では，「学校の特色をどこまで出せるか疑問。」「通学路の安全性をどう確保するか。」「学校は地域で支えられて成り立っている。そうした本来の姿を壊すこととなる。地域コミュニティの破壊につながる。」「行きたい学校に行けない児童の対策をどうするのか。」「校区に同和地区のある学校は，小規模化する。」などの意見が出された。「母校をなくす学校選択制導入に反対する申し入れ書」には，「①大規模校と過小規模校を作り出す，②小学校から学校間格差，序列化が進む，③子どもと地域の結びつきが困難に，④学校選択による学校統廃合を推進」の4点から反対を表明している。

12月市議会では，加納議員，豊田議員，藤岡議員が質問に立ち，加納議員は，

「風評による学校評価が避けられない。」、藤岡議員は、「過小クラスができ、30人学級に逆行する。」「地域での子育てや青少年の育成が困難。統廃合が進む。」などと指摘をした⁽¹¹⁾。

こうした動向を踏まえ、市教委は、平成16年2月、「見直し案」を提示。「学校選択制導入のねらい」を「児童・生徒や保護者の意思による学校選択の機会の拡大、学校教育の一層の活性化、弾力的運用の限界の解決方策、さらなる愛着と責任の醸成と学校の説明責任、学校施設の余裕等の有効活用」とし、「選択できる学校の範囲」を縮小した案を示した⁽¹²⁾。

当初の案と比較してみると、山手中の場合、「選択できる学校」は9校から4校に半減している。

表4 選択できる学校の範囲（中学校）

本来校	選択できる学校							
中部	橋北	山手	常磐	港				
橋北	羽津	山手	中部					
港	中部	常磐	南	塩浜				
山手	橋北	羽津	大池	中部				

以下中学校17校省略，小学校39校省略

しかし、なお、反対があり、「特定地域選択制」に切り替えて、漸く平成19年度から実施されるに至った。

実現を見た「特定地域選択制」（選択可能地区を設定）の概要は表5の通りである。

なお、「選択可能地区」許可人数（制度利用者数）は、19年度 小学校25人、中学校33人、20年度 小学校26人、中学校23人であった⁽¹³⁾。

表5 小学校

本来校	該当町・区	入学許可校
常磐小	赤堀新町	浜田小
日永小	日永西五丁目	泊山小
内小	波木が丘町、波木町の一部（ミルクロード北）	笹川西小
内小東	小古曾東二、三丁目	河原田小
三重北小	山之一色町大沢谷	八郷西小

表6 中学校

中 部 中	栄町, 本町, 相生町, 西末広町	港 中
港 中	安島一, 二丁目	中 部 中
常 磐 中	芝田一, 二丁目, 中川原一, 二丁目	中 部 中
南 中	川尻町	塩 浜 中
南 中	日永西一～五丁目, 大字日永	笹 川 中
羽 津 中	羽津山町, 緑丘町, 山手町	山 手 中
羽 津 中	八田一～三丁目, 白須賀一～三丁目	富 田 中
朝 明 中	松寺一, 二丁目, 蒔田二～三丁目, 西富田町, 西富田二	富 須 原 中
笹 川 中	小林町	西 陵 中
桜 中	智積町, 桜台本町	三 滝 中
内 部 中	波木が丘町, 波木町の一部 (ミルクロード北)	西 笹 川 中
大 池 中	生桑町	山 手 中
	西坂部の一部	三 重 平 町
	坂部台一, 二丁目	羽 津 中

(四日市市教育委員会ホームページより作成)

(3) 伊勢市の「特定地域選択制」

伊勢市は、三重県の南部に位置する伊勢神宮の鳥居前町で、合併前は人口が約10万人、合併後は約13万人である。市教委は、通学区域検討委員会を平成11年10月から13年5月まで11回開催し、「伊勢市の通学区域の在り方について」検討を加えた。

当初、教育委員会は、特色ある学校づくりとセットで「自由選択制」の導入を期待したが、検討委員会の委員の賛成はほとんどなく、時期尚早として見送られた。「学校が地域住民の生活と密接に結びついていること」、また、「保護者のニーズもない。」というものであった。

しかし、宅地造成や道路整備等により、通学距離と通学区域に不具合が生じてきたことから「調整区域」を設定して、その地域に居住するものに、学校の選択を認めることとし、「伊勢市通学区域の弾力的運用について」提言がまとめられた⁽¹⁴⁾。

この提言に基づき、市教委は、調整区域の設定を行い、平成14年度から小学校9区域、中学校15区域を設定し、実施に移した。平成15年度には、2区域、20年度には7区域の追加が行われている⁽¹⁵⁾。

表7 調整（特定）区域（中学校）の例

学 校	
倉田山・五十鈴	倭町，勢田町の一部，楠部町の一部
倉田山・五十鈴・港	神田久志本町，通町の一部，鹿海町の一部
倉田山・厚生	河崎1丁目，船江1丁目，3丁目，4丁目，藤里の一部
倉田山・港	黒瀬町の一部
厚生・港	八日市場の一部，前山町の一部
厚生・宮川	津村町
北浜・小俣	野村町
小俣・城田	小俣町宮前の一部

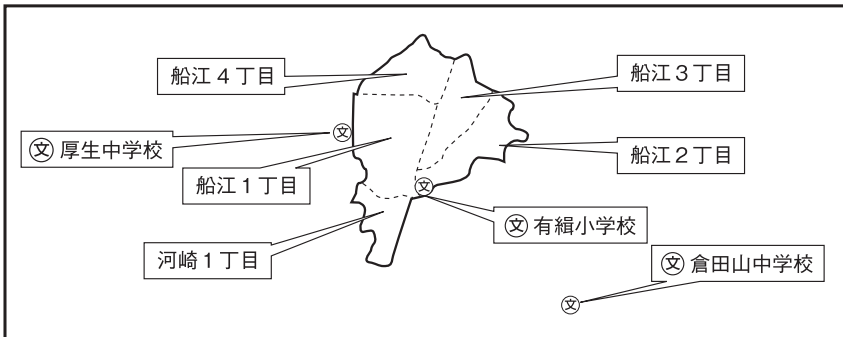


図1 調整区域の一例（倉田山中学校・厚生中学校いずれかから選択）

表8 調整区域の利用状況（調整区域における新入学児童・生徒の入学状況）

年度	小 学 校				
	対象地域数	対象者	旧学校区選択	選択可能選択	制度利用率
平成14	9地区	34	30	4	11.8%
15	9地区	28	23	5	17.9%
16	9地区	32	25	7	21.9%
17	9地区	30	19	11	36.7%
18	9地区	35	19	16	45.7%
19	9地区	36	25	11	30.6%
20	13地区	48	25	22	45.8%

年度	中 学 校				
	対象地域数	対象者	旧学区区選択	選択可能選択	制度利用率
平成14	15地区	72	54	18	25.0%
15	17地区	104	63	41	39.4%
16	17地区	106	65	41	38.7%
17	17地区	106	70	36	34.0%
18	17地区	110	63	47	42.7%
19	17地区	107	56	51	47.7%
20	20地区	118	79	38	32.2%

伊勢市教委の分析によれば、制度の利用率は、小中学校とも年々高くなり、50%に近づきつつある。利用の理由は、「通学距離の短縮」が圧倒的である。特に新興団地の住民が多い。制度は、利用者、教育関係者、一般市民からも総じて好評である。全体的に、児童・生徒・保護者共、旧来の通学区域を選択することが多いが、これは、「地域の学校」という意識、親・兄弟姉妹、友人関係を重視する意識の表れではないかと見られている。

ただ、同じ地域で異なる学校に通学する例が生じるため、PTA活動や廃品回収など地域での共同作業に配慮が必要な場合があるようだ。また、同じ小学校から異なる中学校に進学する場合が生じ、交友関係に支障が出るのではないかと心配されたが、中学校では、ほとんど問題なし、と受け止めているようである。また、選ばれる側の「学校」、教職員に、多少、よい意味での「競争意識」が見られることや、管理職を中心に学校の特色化を図ろうとする取組が進んでいる⁽¹⁶⁾。

(4) 名張市の小規模特認校制

名張市は、三重県の西部に位置し、大阪府のベッドタウン化しつつある都市(平成21年人口83,108)である。

同市教育委員会は、平成14(2002)年12月、小規模校特認制度の試行を行うことし、要項を制定した。制度導入の契機と趣旨は、「市内小規模小学校(国津、滝之原、長瀬)では、過疎化、少子化が進み、当該校の保護者、地域の人々は、学校支援の熱心な地域教育活動を展開している。こうした学校において、

恵まれた自然の中、きめの細かい少人数教育を受けさせることを希望する市内居住の保護者の児童を対象として、校区外就学を認め、併せて小規模小学校の活性化を図ろうとするもの。」というものであった⁽¹⁷⁾。

当初、平成15、16の2年間の試行としたが、利用者もあり、転入児、受け入れ側児童ともに、人との関わりが豊かになるなど、学校の活性化につながっている、一方、児童の通学手段、安全確保、卒業後進学する中学校が異なる不安等、検討課題もあるとして、試行をあと2年間継続することとしている⁽¹⁸⁾。

その後、平成18年5月、名張市立学校校区検討委員会が組織され、6回の審議を経て8月に「小規模特認校制度の今後の在り方について」答申されている⁽¹⁹⁾。

その中で、まず、利用者の推移を表9のように報告している。

教育的効果を、「個に応じた学習指導により学力が向上している。豊かな自然環境を生かした多様な体験活動を通して発見する喜びや感動が得られている。転入児童の増加により、交流していく中で、主体的、積極的に活動する力がついている。」と評価し、学校運営面でも、「教職員の意識が保護者本位の教育観へと変容した。滝之原小、国津小の複式学級が解消された。」とする一方、「教員分担業務が増加したが、教員の加配が困難。障害児学級の設置が困難。」としている。

表9 利用者の推移

	国津	滝之原	長瀬
平成15(2003)	全校25人中 3人	全校26人中 4人	全校23人中 0人
平成16(2004)	全校30人中10人	全校29人中 6人	全校21人中 1人
平成17(2005)	全校33人中10人	全校30人中 9人	全校33人中18人
平成18(2006)	全校32人中13人	全校33人中10人	全校16人中 1人

小学校区別利用者数 美旗6, 桔梗が丘3, 桔梗が丘東2, すずらん台4, 百合が丘3, つつじヶ丘9, 錦生2, 梅が丘1, 名張1

また、学校及び地域の活性化に関しては、「推進組織が設置され地域の結束が強化された。子どもたちが地域とともに学び、育つ意識が醸成された。転入児童・保護者の地域参加で地域の活性化が図られた。」としている。

こうした評価のうえ、「滝之原小学校及び国津小学校については、制度を本格的に適用する。長瀬小学校については、今後、小規模特認校制度を適用しない。」とした。

この答申に基づき、平成19年度から本格実施がなされた。その実施要綱は、「趣旨」を次のように述べている⁽²⁰⁾。

(趣旨) 第1条 この要綱は、自然環境に恵まれた特色ある教育活動を展開している小規模校で教育を受けさせようとする保護者の希望にこたえ、あわせて小規模校の教育活動の一層の活性化を図ることを目的として、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第8条の規定に基づき、就学すべき小学校の指定を変更する制度（以下「小規模特認校制度」という。）に必要な事項を定めるものとする。

平成19年6月には、少子化に対応する学校規模が大きな課題となり、名張市立学校校区再編検討委員会が組織され、21回の会議を経て、平成20年11月、「名張市立学校の適正規模・適正配置について（提言）」が公表された。

表10 制度利用状況（国津、滝之原、長瀬）

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
児童在籍数	72	74	80	77	81	77	67
制度利用者数	—	7	12	18	23	25	31
当該年度転入学者数	—	(7)	(6)	(9)	(9)	(5)	(11)
制度利用者の比率	—	9.5%	15.0%	23.4%	28.4%	32.5%	46.3%

なお、長瀬小学校は平成20年3月31日閉校⁽²¹⁾。

その中で、小規模校特認制度について、「制度を利用する児童にとって大きな教育成果をあげている、また、地域の活性化につながっている。」と評価しながらも、下記の課題があるとして、「制度を拡大（学校数、児童数）するこ

とには慎重な態度が必要である。」と結論付けている。

- ・ 児童の学校への送迎が保護者に委ねられており、市民すべてがひとしく利用できる制度とはいえない。
- ・ 何らかの教育的課題が自然発生数以上に現れる可能性があり、教員の負担が大きい。
- ・ 様々な教育要求にこたえるには、住民の合意と教職員配置が必要となる。
- ・ 制度を利用する児童数が校区の児童数を大きく上回ると、地域の学校という性質が変わってくる。さらに制度の適用が拡大されれば校区の撤廃につながる恐れがある。
- ・ 制度を利用する児童の決定にあたっては、就学を希望する理由が、真に特認校の主旨に合致するかを判定する一定の客観的な基準が求められる。

また、小規模特認校制度に関する市民アンケートは、小規模特認制度について、市民の意向を聞いているが、継続を希望する意見が74.5%と多数を占めている。市民アンケートのQとAは次の通りであった。

Q 小規模特認校制度を今後はどのようにしたら良いと思いますか。

A 「続けていくべきである」74.5%

「廃止の方向で検討すべきである」10.3%

「その他」12.3%、「無回答」2.8%

このアンケートは、名張市立学校校区再編検討委員会が、平成19年9月、「名張市の小中学校の在り方を考える市民アンケート」として、市民1500人を対象に実施した16の設問の一つである⁽²²⁾。

3 保護者（親）・住民の「学校選択意思」の動向

三重県の各自治体の「学校選択制」への取組を見てきたが、四日市市のように当初「自由選択制」を志向した例もあるが、いずれの自治体の取組も結果として「通学区域の弾力化」の域を出なかったといえる。

保護者・親の「学校選択意思」という観点から見れば、内閣府が平成17・18年に行った「学校選択制」に関する調査で、7割近い人々が学校選択制の導入に「賛成」としている状況に比して、三重県の状況は対照的である。

保護者や中学生が「学校選択制」をどう考えているのか、伊賀市と名張市の調査を参考に保護者（親）の「学校選択意思」の動向を考えてみたい。

伊賀市は、平成16年11月に周辺町村と合併したが、その直前の2月、旧上野市が少子化に対応する校区再編計画を策定し、「伊賀市上野地区校区再編計画」をまとめている。これは、旧上野市校区再編検討委員会から旧上野市長に答申されたものである。その基本計画策定の過程で、平成15年3月に市民アンケートを実施している。

市民アンケートは、「適正な学校規模」、「適正な学級規模」、「安全な通学手段」等と併せて、「これからの校区の在り方」について、一般市民2000人、平成14年3月中学卒業生300人（回収率一般市民41.7%、中学生43.0%）を対象として実施している。

その結果は表11の通りであるが、「校区の自由化は、地域住民の連帯感がなくなることにつながるから、完全に自由化はしないほうがよい。」との回答が、71%を占めている。また、「校区の見直しなどにより、居住地から学校までの距離が遠くなる地域については、距離の近い学校との選択ができるようにした方がよい。」は、91.5%、「いじめや不登校などの問題に対応するためには、校区の自由化は必要である。」は、58.2%となっている。

伊賀市では、この結果に基づき、「校区の自由化を前提とした校区再編計画の策定は行わない。ただし、再編の結果、再編後の学校までの距離より遠くなる地区においては、その地区（自治体）単位で校区を選択できる方法を残す。」との方針を打ち出している。

市民と中学生を併せて集計してあるので、中学生の意見を知ることはできないが、市民の意向は、学校選択制、特に自由選択制には反対、通学区域の弾力化には賛成、特に通学距離を勘案した通学区の設定には90%以上が賛成している点が注目される。

表11 旧上野市の市民アンケート結果

Q 住所地により通学区域を決定している現在の方法を改め、個人の希望や事情により一定条件のもと、通いたい小中学校を選択できる制度（校区の自由化）を適用する自治体も増えていますが、これをどのように思いますか？

	YES	NO	不明
① 校区の自由化は、地域社会の連帯感がなくなることにつながるから、完全な自由化はしないほうがよい。	71.9%	25.9	2.2
② いじめや不登校などの問題に対応するためには、校区の自由化は必要である。	58.2	39.0	2.8
③ 校区の見直しなどにより、居住地から学校までの距離が遠くなる地域については、距離の近い学校との選択ができるようにした方がよい。	91.5	6.7	1.8
④ 保護者が通学手段に責任を持つことを条件として、自由に通学学校を選ぶことができるようにするのがよい。	38.7	58.7	2.6

なお、自治会と校区再編について、「小学校区、中学校区とも、原則として同一「字」の自治体が校区再編により分割されることのないよう配慮する。」としている⁽²³⁾。

名張市においても伊賀市と同様、少子化をはじめとする諸問題に対応するため、通学区域の見直しが進められている。特認校制にかかわって前述したように平成19年6月、名張市立学校校区再編検討委員会が設置され、21回の会議を経て答申が出された。その過程で、「名張市の小中学校の在り方を考える市民アンケート」が実施された。（調査対象 20歳以上1500名、回収率42.1%）

「通学区域の弾力的運用について」の設問に関しては、表12の通りであるが、「できるだけ広い範囲で通学を認めても良い」は、小学校に関しては、20.3% 中学校に関しては、24.7%という結果となっている。学校選択制、とりわけ自由選択制には伊賀市同様否定的な結果となっている。

表12 「小・中学校の通学区域を弾力的に運用することについてどう思いますか」⁽²⁴⁾

	小学校	中学校
1. 学校までの距離を考慮して、隣接する校区間であれば通学を認めて良い。	61.4%	58.5%
2. 保護者が通学手段に責任を持つことを条件として、できるだけ広い範囲で通学を認めても良い。	20.3%	24.7%
3. 校区以外への通学は認めないほうが良い。	15.2%	13.6%
4. その他	1.6%	1.6%
5. 無回答	1.6%	1.6%

中学生を対象としたアンケートも同時に実施されており、市民アンケートと同じ設問で実施されている。調査対象は市内5中学校の生徒全員852名（うち804通回答、回収率94.4%）としている。「通学区域の弾力的運用について」の設問の回答は表13の通りであった。

表13 「名張市の小中学校の在り方を考える中学生3年生アンケート調査」⁽²⁵⁾

問13「小・中学校の通学区域を柔軟に決めていくことについてどう思いますか。」

	小学校	中学校
1. 学校までの距離を考慮して、隣接する校区間であれば通学を認めて良い。	50.2%	48.8%
2. 保護者が通学手段に責任を持つことを条件として、できるだけ広い範囲で通学を認めても良い。	31.0%	36.7%
3. 校区以外への通学は認めないほうが良い。	14.2%	10.2%
4. その他	2.7%	2.9%
5. 無回答	1.9%	1.5%

この中学生アンケート結果を一般市民のものと比較してみると、「できるだけ広い範囲で通学を認めてもよい」は、「市民」の20.3～24.7%に比べ、31.0～36.7%とより弾力的にとらえていることが注目される。「校区以外への通学は認めないほうがよい」についても、「市民」の15.2～13.6%に比し、「中学生」は、14.2～10.2%と、やや柔軟となっている。

こうしたアンケート結果を受けて、前掲名張市立学校校区再編検討委員会は、「校区の調整・変更」に関して、「現行の校区は長期間にわたって地域との関係

性のなかで継続されてきたものであることから、小中学校ともに新たな校区の再編については、変更による影響も考え、今後の課題として引き続き検討することが望ましい。」としている⁽²⁴⁾。

今後、教育改革が進められるうえで、保護者（親）の教育への「選択」と「参加」は重要な要素となると考えられるが、三重県の事例を通して見た場合、現段階では、親の学校「選択」は容易に進むとは考えにくい状況である。「選択」以外の方法としては、「参加」の方向が考えられるが、今後の大きな課題といえよう。ちなみに、現在、三重県の数校の小中学校で、文部科学省の指定を受けて、コミュニティスクールの研究が進められている。

註

- (1) 文部科学省ホームページ「学校選択制の都道府県別調査集計表」平成8年5月1日現在
- (2) 福井秀夫編『教育バウチャー 学校はどう選ばれるか』明治図書、平成19年、184頁
- (3) 葉養政明『Educo』No.4、教育出版、平成16年、6～7頁
- (4) 藤田英典『義務教育を問いなおす』筑摩書房、平成17年
- (5) 宮寺晃夫『教育の分配論』勁草書房、平成20年、58～77頁
- (6) 南牟婁郡紀宝町教育委員会聴き取り資料
- (7) 四日市市小中学校通学区域制度検討委員会「四日市市小中学校通学区域制度の在り方及びその弾力的運用について」平成15年3月
- (8) 四日市市教育委員会「学校選択制の実施について」平成15年9月、i～5頁
- (9) 「朝日新聞」平成15年11月3日付け
- (10) 母校をなくす学校選択制に反対する会「母校をなくす学校選択制導入に対する申し入れ書」平成15年11月14日
- (11) 「四日市市議会会議録」平成15年12月定例会
- (12) 四日市市教育委員会「学校選択制について・見直し案」平成16年2月12日
- (13) 四日市市教育委員会事務局学校教育課資料

- (14) 伊勢市通学区域検討委員会「伊勢市通学区域の弾力的運用について・提言」平成13年5月
- (15) 伊勢市「伊勢市広報」平成13年9月，以後各年度9月
- (16) 伊勢市教育委員会事務局資料「調整区域における新入学児童生徒の入学状況」（平成14年度以降各年度）
- (17) 名張市教育委員会「小規模校特認校制度」平成14年12月
- (18) 名張市教育委員会「小規模校特認校制度試行についての報告」平成16年7月
- (19) 名張市立学校校区検討委員会「小規模特認校制度の今後の在り方について」平成18年8月
- (20) 名張市教育委員会「名張市小規模特認校制度実施要綱」平成19年2月
- (21) 名張市教育委員会「小規模特認校の児童数データ」
- (22) 名張市立学校校区再編検討委員会「名張市立学校の適正規模・適正配置について（提言）」平成20年11月
- (23) （上野市校区再編検討委員会）「伊賀市上野地区校区再編計画（基本計画）」平成16年2月5日
- (24) 名張市立学校校区再編検討委員会「名張市立学校の適正規模・適正配置について（提言）」平成20年11月
- (25) 同上書参考資料「名張市の小中学校のあり方を考える中学校3年生アンケート調査」